

1 計画の概要

(1) 策定の主旨

本市においては、「川崎市青少年プラン」を策定し、青少年施策を推進してきましたが、従来からの青少年健全育成に加え、ひきこもり・ニート・不登校・発達障害・生活保護世帯の増加など、新たな課題へ対応するため、各施策・各事業の有機的な連携、重層的な対応と関係局相互の十分な協議・調整など、さらに総合的な子ども・若者施策を推進していくために、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づき、「(仮称)川崎市子ども・若者プラン」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく本市の子ども・若者計画である。
- 「新たな総合計画（平成28年4月）」における基本的方向性をもとに、総合計画における施策を子ども・若者育成推進施策の視点において具体的に推進するために構成した、分野別計画である。
- 「川崎市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）、「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」（平成26年3月）「かわさき教育プラン第1期実施計画」（平成27年3月）など、本市における他の計画との整合を図る。

(3) 対象年齢

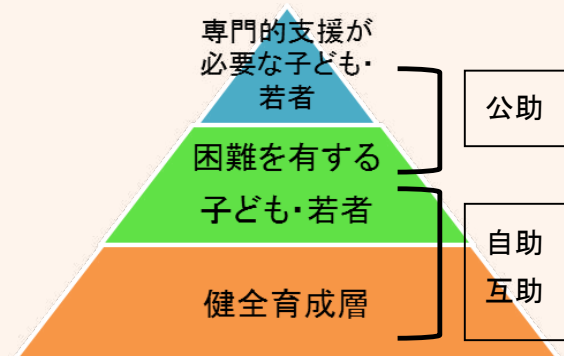
「子ども・若者ビジョン」に基づき0歳から概ね30歳未満までを対象とする。施策によっては40歳未満まで対象とする。

2 子ども・若者を取り巻く現状と課題

(1) 子ども・若者を取り巻く現状

- ◆ **子どもの変化**
発達障害のある子どもの増加、インターネットや携帯等の普及、学校におけるいじめや不登校、ニート・ひきこもりの深刻化など
- ◆ **地域の変化**
地域における人間関係の希薄化、子どもの安全な居場所の減少、多文化社会の進展など
- ◆ **家庭環境の変化**
核家族世帯の増加、ライフスタイルの多様化、女性の社会進出、親子のコミュニケーションの減少、育児不安の広がりなど
- ◆ **社会環境の変化**
人口減少・少子化社会の進行、共働き世帯の増加、児童虐待（相談通告件数）の増加、有害情報等の氾濫などによる子どもを取り巻く環境の悪化

(2) 課題



●子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化している中で、困難を有する子ども・若者に対する「切れ目のない支援」「子育て・教育・保健・福祉・雇用などの関係分野が相互に連携した支援」を進めていく必要がある。

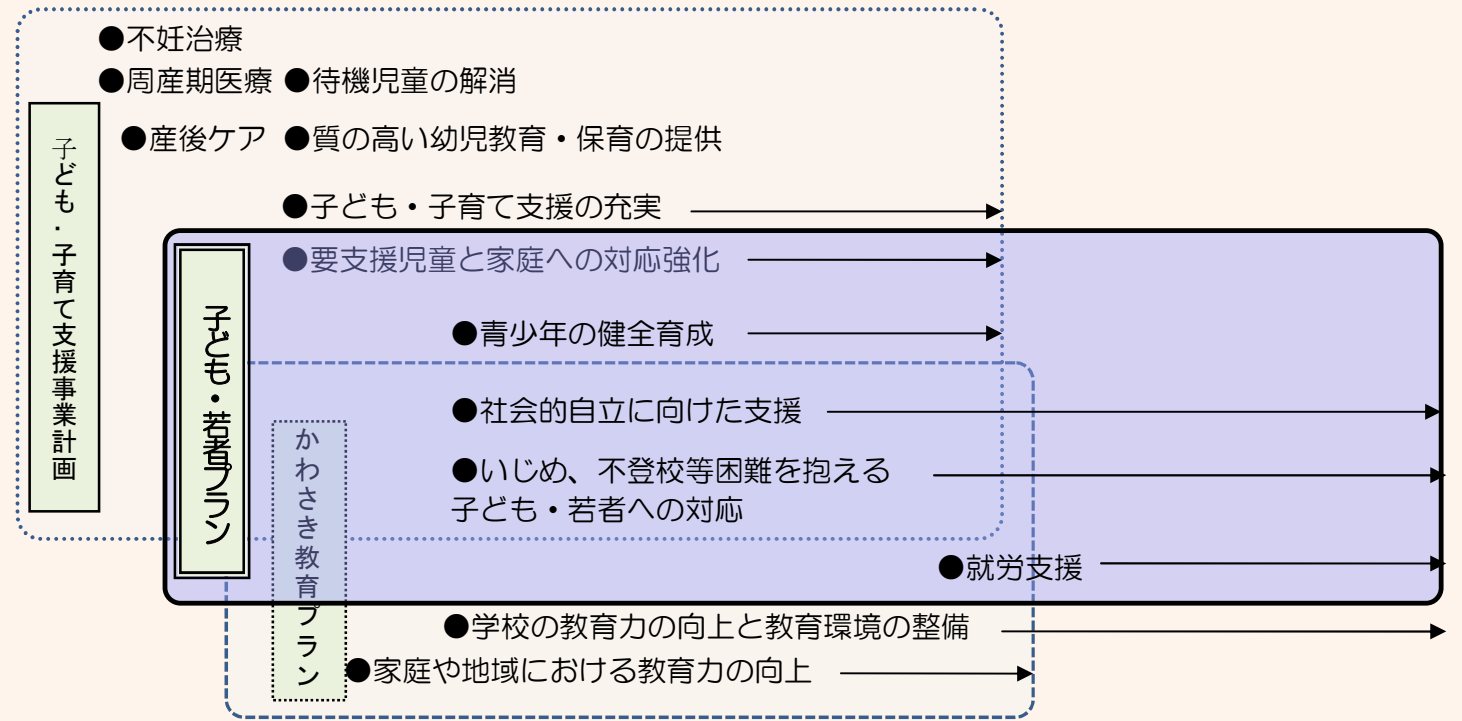
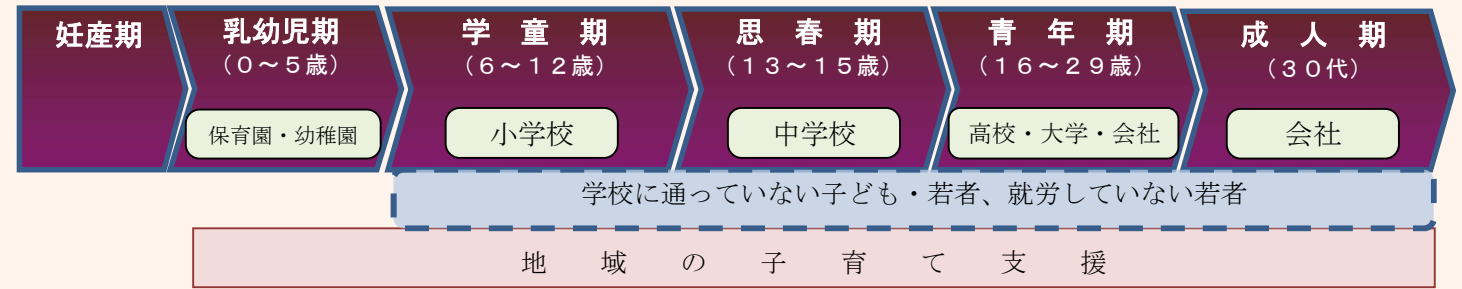
⇒「ライフステージを通した切れ目のない支援」

●全ての子ども・若者が、地域の中で健全に育ち自立できるよう支援していくため、地域全体で見守り支えていく仕組みづくりが必要である。

⇒「行政と地域社会の協働による取組の推進」

3 ライフステージを通した切れ目のない支援

● ライフステージごとの各計画における重点施策及び計画の対象範囲 ●

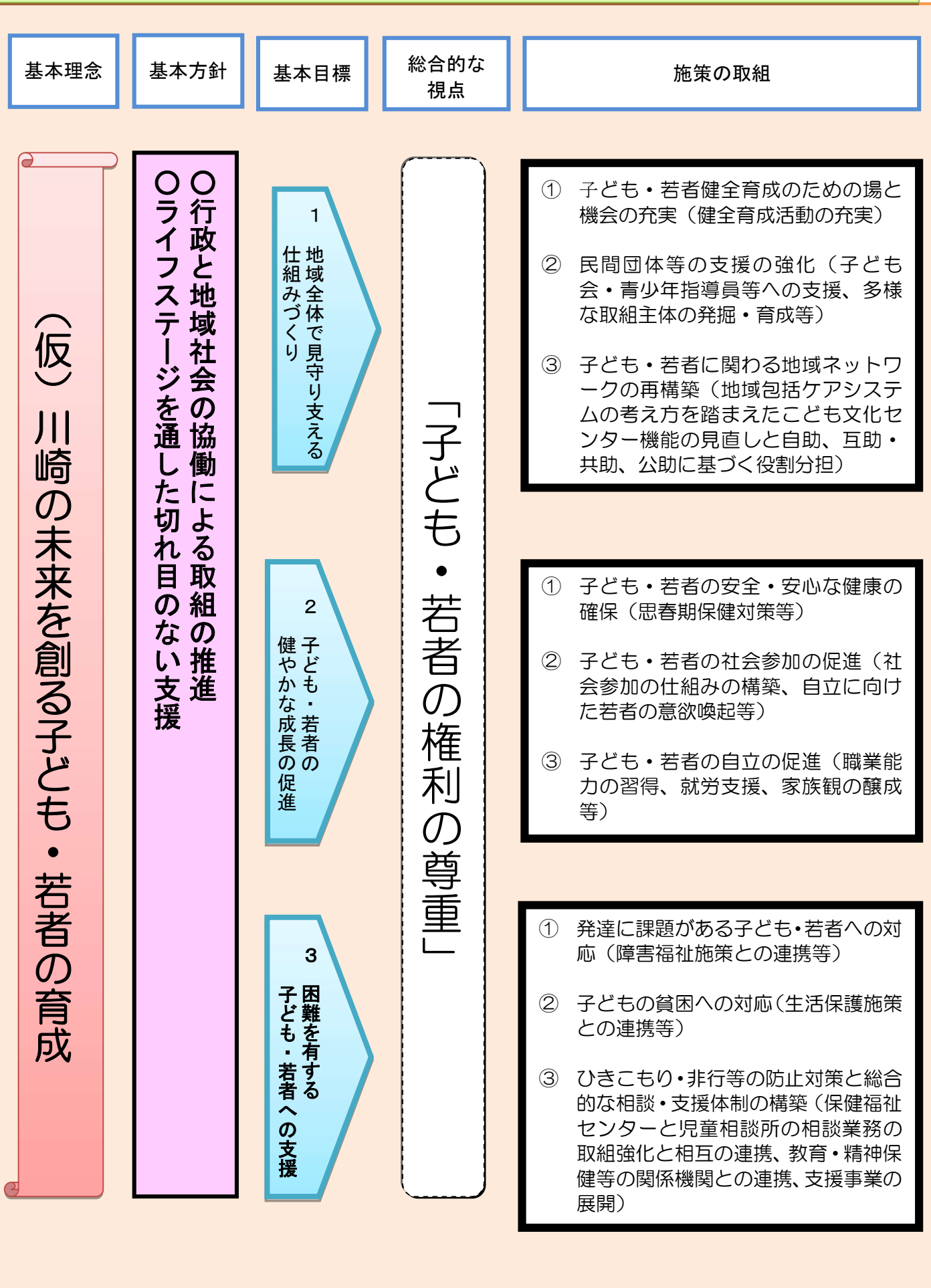


4 計画の期間（本市他計画との関係）

●（仮称）川崎市子ども・若者プランの計画期間は平成28年度から平成33年度までの6年間とし、本市における新たな総合計画と整合性を図りながら、新たな課題や状況の変化に柔軟に対応するものとする。なお、本市における他の計画とも整合性を図ることとする。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)
子ども・若者プラン	計画の策定	概ね 6年の計画期間					
青少年プラン			調整				
川崎市新総合計画	計画の策定	第1期 実施計画	第2期 実施計画		概ね 10年の計画期間		
子ども・子育て支援事業計画	概ね 5年の計画期間						
かわさき教育プラン	第1期 実施計画	第2期 実施計画		概ね 10年の計画期間			

5 (仮称) 子ども・若者プラン策定に向けた体系の方向性 (案)



6 計画策定に向けたスケジュール

